

# 乙第14号証

## ホテル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱

平成14年2月28日区長決定

改正 平成24年4月1日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル飼育事業に伴い板橋区(以下「区」という。)が取得し所有する著作権、特許権及び出願中の特許(以下「特許権等」という。)の管理に関し必要な事項を定める。  
(著作権及び特許権等の使用等の許諾)

第2条 著作権又は特許権等を区以外の者に使用又は実施(以下「使用等」という。)させる場合は、著作権にあつては著作物出版権の許諾とし、特許権等にあつては通常実施権の許諾とする。  
(使用等の申込み)

第3条 使用等をしようとする者は、著作権にあつては別記第1号様式、特許権にあつては別記第2号様式、出願中の特許にあつては別記第3号様式の申込書により区長に申し込むものとする。

(使用等の許諾決定)

第4条 区長は、前条の申込書を受理したときは、使用等の可否を審査し、決定するものとする。  
2 前項の規定に基づき、使用等の可否を決定したときは、その結果を申込者に決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(使用等契約)

第5条 前条の規定に基づき使用等の決定をしたときは、前条第2項の通知後、著作権にあつては別記第5号様式により、特許権にあつては別記第6号様式により、出願中の特許にあつては別記第7号様式により使用等の契約を締結するものとする。

(使用等料金の納付)

第6条 使用の許諾を受けた者は、契約書に定める期日までに著作権にあつては別表第1に定める使用料金を、特許権等にあつては別表第2に定める実施料金を一括前納するものとする。ただし、官公庁の場合は、別に納付期限を定めることができる。

(使用等料金の見直し)

第7条 使用等料金は、価格の正当性維持の観点から、毎年度予算編成時に見直すものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めのないものは、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表第1 (第6条関係)

著作物使用料

1.

財産台帳登録日	名称	主管部
平成14年2月27日～	ホテルの写真	資源環境部

単位：円

種類 大きさ	ゲンジ (成虫)	ヘイケ (成虫)	ゲンジ・ヘイケ (成虫ペア)	乱舞	卵・幼虫・サナ ギ・カワニナ	施設・ その他
名刺大以下	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	4,000
ハガキ大以下	10,000	10,000	16,000	16,000	16,000	8,000
A4以下	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	16,000
A4超	30,000	30,000	48,000	48,000	48,000	30,000

2.

財産台帳登録日	名称	主管部
平成14年3月25日	ホテルの映像	資源環境部

種類	料金
全種の映像	1分につき 10,000円

別表第2（第6条関係）

特許権及び出願中の特許実施料

1.

財産台帳登録日	名称	主管部
平成14年 月 日	生態水槽	資源環境部

料金
1件につき 200,000円

2.

財産台帳登録日	名称	主管部
平成14年 月 日	せせらぎ	資源環境部

料金
1件につき 1,200,000円

3.

財産台帳登録日	名称	主管部
平成14年 月 日	ホテルロボット	資源環境部

料金
1件につき 10,000,000円

別記

第1号様式(第3条関係)

## 著作権使用申込書

平成 年 月 日

(あて先)

板橋区長

申込者

氏名(名称)			
住所			
TEL		FAX	
e-mail			
(担当者氏名)			

ホタル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 使用目的

---

---

---

2. 掲載内容(番号を○で囲んで下さい)

- ①新聞 ②刊行物 ③教科書 ④ポスター ⑤パンフレット ⑥リーフレット  
⑦パネル ⑧その他

## 特許権実施申込書

平成 年 月 日

（あて先）

板橋区長

申込者

氏名（名称）			
住所			
TEL		FAX	
e-mail			
（担当者氏名）			

ホテル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 実施目的

---

---

---

## に係る発明実施申込書

平成 年 月 日

（あて先）

板橋区長

申込者

氏名（名称）			
住所			
TEL		FAX	
e-mail			
（担当者氏名）			

ホタル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 実施目的

---

---

---

第4号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

様

東京都板橋区長  
区 長 名

## 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で申込みのあった について、下記  
のとおり決定したので、通知します。

記

1. (使用・実施) について (許諾します・許諾できません)。
2. 決定理由

## 東京都板橋区が所有する著作権使用契約書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により東京都板橋区が所有する著作権使用契約を締結する。

（出版権の許諾）

第1条 甲は、乙に対し次の著作物（以下「本著作物」という。）について、出版権を許諾する。

著作物No. \_\_\_\_\_

（出版権の範囲）

第2条 前条の出版権の範囲は、1社、1用途、1種（1誌）を1回とし、同一著作物の流用、再販でも、デザイン、サイズ、構成等を変えた場合は、数次使用とする。

（第三者に対する出版権の許諾）

第3条 甲は、本著作物の使用を乙以外の者に許諾することがある。

（使用料）

第4条 乙は、本著作物の使用料として、次の使用料を甲に支払うものとする。

著作権使用料 \_\_\_\_\_円

（内訳）

2 前項の使用料のほか、出版権の使用にかかる一切の諸費用は、乙が負担する。

（支払期限）

第5条 乙は、前条の使用料を契約締結日から30日以内に支払う。

（著作物の貸与）

第6条 著作物の貸与期間は、第4条の使用料支払いの日から30日とする。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって著作物を取り扱う。

3 著作物を破損、汚損、紛失した場合は、第4条の使用料のほか損害賠償金を支払うものとする。賠償額は、破損、汚損又は紛失した著作物使用料の5倍相当額とする。

（著作の表示）

第7条 乙は、本著作権の使用による製品等に当該著作権の表示をしなければならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約違反行為を行ったとき
- (2) 使用の許諾の存続を適当でないと認めたとき



2 使用の許諾を解除した場合、既に区に納付された使用料は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

3 甲又は乙は、この契約の締結が虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことをその一方が知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(損害の請求)

第9条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じてもその損害を甲に請求できないものとする。ただし、この契約が解除され、乙の故意又は過失により甲が損害を受けた場合には、その損害を乙に請求できるものとする。

(疑義の決定等)

第10条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄の合意)

第11条 本契約に関する一切の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、専属管轄とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成 年 月 日

(住 所)

甲 板橋区

代表者 板橋区長

(契約担当者

)

(住 所)

乙 氏 名

第6号様式（第5条関係）

## 東京都板橋区が所有する特許権実施契約書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により東京都板橋区が所有する特許権実施契約を締結する。

（実施権の許諾）

第1条 甲は、乙に対し次の発明（以下「本発明」という。）について、実施権を許諾する。

特許番号            特許第            一            号  
発明の名称

（実施権の範囲）

第2条 前条の実施権の範囲は、次のとおりとする。

期 間  
内 容

（第三者に対する実施権の許諾）

第3条 甲は、本発明の実施を乙以外の者に許諾することがある。

（実施料）

第4条 乙は、本発明の実施料として、次の実施料を甲に支払うものとする。

特許権実施料 \_\_\_\_\_ 円  
（内訳）

2 前項の実施料のほか、特許の実施にかかる一切の諸費用は、乙の負担とする。

（支払期限）

第5条 乙は、前条の実施料を契約締結日から30日以内に支払う。

（技術情報の供与等）

第6条 甲は乙に対し、本発明の実施について技術上の指示を与え、必要な事項を勧告することができる。

（実施権の移転等）

第7条 特許法第94条第1項の定めるところにより、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、乙及び承継人は、直ちに甲に届け出なければならない。

2 前項の場合を除き、乙は、実施の事業の主体を変更するような法律上並びに事実上の行為をすることはできない。

(特許の表示)

第8条 乙は、本発明の実施による製品等に当該特許の表示をしなければならない。

(権利侵害)

第9条 特許権の侵害があった場合には、甲は乙の申し出により遅滞なくその排除の手段を講ずるものとする。

2 前項の侵害排除に必要な費用は、甲乙協議してその負担を定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約違反行為を行ったとき。

(2) 乙の実施許諾の存続を適当でないと認めたとき。

2 実施の許諾を解除した場合、既に区に納付された実施料は理由の如何を問わず返却しないものとする。

3 甲又は乙は、この契約の締結が虚偽の表示その他事実を反する報告に基づいてなされたことをその一方が知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(損害の請求)

第11条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じてもその損害を甲に請求できないものとする。ただし、この契約が解除され、乙の故意又は過失により甲が損害を受けた場合には、その損害を乙に請求できるものとする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄の合意)

第13条 本契約に関する一切の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、専用管轄とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成 年 月 日

(住 所)

甲 板橋区

代表者 板橋区長

(契約担当者

)

(住 所)

乙 氏 名



## に係る発明の実施に関する契約書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項によりに係る発明の実施に関する契約を締結する。

（実施権の許諾）

第1条 甲は、乙に対し次の発明（以下「本発明」という。）について、実施権を許諾する。

特許出願番号                      特許第                      号  
発明の名称

（実施権の範囲）

第2条 前条の実施権の範囲は、次のとおりとする。

期 間                      契約締結の日から本発明の特許権存続期間中とする。  
ただし、本発明の拒絶査定が確定したときは当該確定日までとする。

内 容

（第三者に対する実施権の許諾）

第3条 甲は、本発明の実施を乙以外の者に許諾することがある。

（実施料）

第4条 乙は、本発明の実施料として、次の実施料を甲に支払うものとする。

に係る発明の実施料 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

- 2 前項の実施料のほか、本発明の実施にかかる一切の諸費用は乙が負担するものとする。
- 3 甲は、本発明の特許出願の拒絶査定が確定した場合においても、既に支払われた実施料を、乙に返還しないものとする。
- 4 本発明の特許権の登録をした場合及び前項の場合においては、甲は乙に通知するものとする。

（支払期限）

第5条 乙は、前条の実施料を契約締結日から30日以内に支払う。

（技術情報の供与等）

第6条 甲は乙に対し、本発明の実施について技術上の指示を与え、必要な事項を勧告することができる。

（実施権の移転等）

第7条 特許法第94条第1項の定めるところにより、実施権の移転その他の変更が生じた場合には、乙及び承継人は遅滞なく甲に届け出なければならない。

2 前項の場合を除き乙は実施の事業の主体を変更するような法律上並びに事実上の行為をすることはできない。

(特許の表示)

第8条 乙は、本発明の実施による製品等に当該特許出願中であることの表示をしなければならない。

(権利侵害)

第9条 特許権の侵害があった場合には、甲は乙の申し出により遅滞なくその排除の手段を講ずるものとする。

2 前項の侵害排除に必要な費用は、甲乙協議してその負担を定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約違反行為を行ったとき

(2) 乙の実施許諾の存続を適当でないと認めたとき

2 実施の許諾を解除した場合、既に区に納付された実施料は理由の如何を問わず返却しないものとする。

3 甲又は乙は、この契約の締結が虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことをその一方が知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(損害の請求)

第11条 甲が、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じてもその損害を甲に請求できないものとする。ただし、この契約が解除され、乙の故意又は過失により甲が損害を受けた場合には、その損害を乙に請求できるものとする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(裁判管轄の合意)

第13条 本契約に関する一切の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、専用管轄とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成 年 月 日

(住 所)

甲 板橋区

代表者 板橋区長

(契約担当者

)

(住 所)

乙 氏 名

